

岡崎市社会福祉法人等利用者負担額軽減事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡崎市社会福祉法人等利用者負担額軽減事業費補助金（以下「補助金」という。）は、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等（以下「法人」という。）が、低所得者で生計が困難である者及び生活保護受給者に対して利用者負担額の軽減を行った場合、その負担した額が本来受領すべき利用者負担額の1パーセントを超えたときに予算の範囲内において法人に交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2条 前条に規定する事業は別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 対象サービス、対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(申請手続)

第3条 規則第5条の規定による申請書及び添付書類は様式第1号のとおりとする。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金の申請に係る書類を受理したときは、内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金の決定をする場合において、交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、第4条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた者が、当該決定に係る事業の内容を変更するときの変更交付申請書及び添付書類は様式第1号のとおりとする。

(申請の取り下げ)

第8条 交付決定後に申請を取り下げる場合の期日は、交付決定を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 法人は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、その旨、愛知県知事に申し出た上で市長の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第10条 法人は、補助事業が予定期間に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第10条に定める実績報告書及び添付書類は様式第2号のとおりとする。

2 前項に定める実績報告の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、規則第11条に規定する市費補助金等の額の確定後、法人からの請求により交付する。

(軽減状況記録票の記載)

第13条 法人は、軽減状況記録票（様式第3号）を作成しなければならない。

2 市長は、必要に応じて法人から前項の軽減状況記録票について報告を求めることができる。

(実施細則)

第14条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき請求された補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表

対象サービス	対象経費 (軽減対象費用)	補助率
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	(1)旧措置入所者※1 及び新規入所者 10%の利用者負担額、 食費、居住費 (2)生活保護受給者 個室の居住費	○ 軽減総額が本来受領すべき利用 者負担額※2の10%を上回る場合 ・軽減総額から本来受領すべき利 用者負担額※2の10%を控除した 額について 10／10 ・本来受領すべき利用者負担額※ 2の10%から本来受領すべき利用 者負担額※2の1%を控除した額 について 1／2
地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特別養護老人ホーム)	(1)生活保護受給者以外 の利用者 10%の利用者負担額、 食費、居住費 (2)生活保護受給者 個室の居住費	○ 軽減総額が本来受領すべき利用 者負担額※2の10%を下回る場合 ・軽減総額から本来受領すべき利 用者負担額※2の1%を控除した 額について 1／2
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	(1)生活保護受給者以外 の利用者 10%の利用者負担額、 食費、滞在費 (2)生活保護受給者 個室の滞在費	○ 軽減総額から本来受領すべき利 用者負担額※2の1%を控除した 額について 1／2
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅 介護	10%の利用者負担額、 食費、宿泊費	
通所介護 地域密着型通所介護 (デイサービス) 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス) 第一号通所事業のうち介 護予防通所事業に相当す る事業（自己負担割合が 保険給付と同様のものに 限る。）	10%の利用者負担額、 食費	

訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 (ホームヘルプサービス) 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）	10%の利用者負担額	
---	------------	--

- ※ 1 旧措置入所者として、実質的に負担軽減を受けているもの（利用者負担割合が 5 % 以下の者）を除く。ただし、利用者負担割合が 5 % 以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。
- ※ 2 本来受領すべき利用者負担額とは、軽減を実施しなかったと仮定した場合の対象サービスの利用者全員から受領すべき利用者負担額を表す。
- ※ 3 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所者生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。